

**特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）
整備事業者募集要項**

令和 7（2025）年 10 月

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

この募集は、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 6（2024）～8（2026）年度】（以下「第 9 期計画」という）」において整備を計画している入所定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（以下「広域型特養」という）の整備事業者を選定するために行うものです。

1 募集内容

施設種別	整備区分	募集数	整備区域	整備年度
広域型特養	増床 (ショートステイからの転換)	17 人分	本市内全域 (本市内の既存 広域型特養)	令和 8 年度中

(1) 施設種別について

募集により整備する施設は、広域型特養です。

(2) 整備区分について

増床（ショートステイからの転換）

本市内所在の既存の広域型特養に併設する短期入所生活介護（ショートステイ）からの転換により広域型特養の定員を増員すること。

既存の施設が「従来型」の施設については、「従来型」の増床に限ります。また、既存の施設が「ユニット型」の施設については、「ユニット型」の増床に限ります。

なお、第 9 期計画に基づく今回の募集においては、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 3（2021）～5（2023）年度】（以下「第 8 期計画」という）」に基づく募集により整備された広域型特養に併設のショートステイからの転換は認めません。

※今回の増床に伴う補助金の交付はありません。

(3) 募集数について

募集数は、17 人分です。

ユニット型である場合は、既設及び増床の広域型特養の入所定員をあわせて、1 ユニット 10 人以下とすることを原則とします。また、ユニット型の併設ショートステイからの転換の場合は、ユニット単位での転換のみ認めます。

1 ユニットの入所定員が 11 人以上 15 人以下となる場合は、ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないこと。この場合、入所者の処遇を低下させることがないよう特に夜間の人員配置、資格取得者の配置の充実等に留意してください。

(4) 整備区域について

本市内全域（本市内の既存広域型特養）

(5) 整備年度について

「令和 8 年度中」

令和 9 年 3 月 31 日までに広域型特養増床分を開設できるよう、老人福祉法による入所定員増加の認可、特別養護老人ホーム事業変更届等の所要の手続きを完了できること。

(6) 建物に関する留意事項

堺市津波避難計画（平成 26 年 3 月）において、本市の津波避難に関する基本的な考え方が示されています。

- 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの約 100 分間に JR 阪和線を目標に東の標高 6.8m より高い所（津波避難目標等）に徒歩で避難する。
- 災害時要援護者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難する。

また、避難目標への避難が困難な場合については次のとおり示されています。

- 避難目標への避難が困難な場合で、最寄りに市が指定する避難ビルがない場合等は、出来るだけ丈夫で高い建物や場所に避難することも有効な避難方法となります。

整備予定地が「津波避難対策地域」（津波ハザードマップ参照）に含まれる場合にあつては、避難目標への避難が困難な事態に備え、この募集で整備する広域型特養は、最大浸水深以上の高さに入所者及び従業員の全員が垂直避難できる構造・建物の高さを確保するよう努めてください。

■津波ハザードマップ（堺市防災マップ『ゴルゴ 13』版 23 ページ掲載）

【URL】

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kangaeru/pamphlet/bosai/bosaimap23/hazardmap.html>

【QR コード】



2 応募要件

この募集の応募にあたっては、別紙 1「特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）整備事業者募集 応募要件」をすべて満たしてください。

3 法令等の遵守及び関係法令等担当部局への事前相談・協議

広域型特養の建築並びに人員、設備及び運営等は、関係法令等を遵守してください。

(1) 主な法令等

① 社会福祉法人の運営等

- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

② 老人福祉関係、老人福祉施設の入所定員の増加

- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）

③ 介護保険関係、介護保険事業者の変更手続き

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ・指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
- ・堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）

④ 諸法令関係

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
- ・堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）

(2) 関係法令等担当部局への事前相談・協議

応募事業者は、応募書類の提出までに、関係法令等担当部局へ、この募集に係る広域型特養の整備計画について事前に相談してください。

【参考 事前相談・協議の内容例】

- ・広域型特養の定員変更に係る認可申請及び届出までに必要とする手続き及びスケジュールの確認。
- ・整備計画の内容が各種法令等の規定に抵触していないか。 等

【参考 担当部局（整備内容に応じて、記載以外の担当部局との事前相談必要）】

項目	担当部局	電話番号
社会福祉法人 の運営等	堺市健康福祉局生活福祉部 健康福祉総務課	072-228-7212
労働基準法	堺労働基準監督署 堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎 3 階	072-340-3829（監督） 072-340-3831（安全衛生） 072-340-3835（労災）

【参考 法令等 URL】

- ・e-Gov（法令検索） <https://www.e-gov.go.jp/>
- ・大阪府例規集 https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html
- ・堺市例規集 https://www.city.sakai.lg.jp/reiki/reiki_menu.html

4 応募手続き

(1) 募集スケジュール

内容	日程
募集開始	令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）
質問の受付締切	令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）
質問に対する回答	令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）以降
電話予約受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木曜日）～11 月 27 日（木曜日）
応募書類受付期間	令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）～11 月 28 日（金曜日）

(2) 質問の受付及び回答

質問票提出先 堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課調整係
電子メールアドレス : kaiji@city.sakai.lg.jp
FAX 番号 : 072-228-7481

この募集要項に関する質問は、別紙 2「介護保険施設等整備事業者募集に関する質問票」に質問事項を記載し、電子メール又は FAX により、堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課まで提出してください。

提出期日は、令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）午後 5 時 30 分です。

なお、来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）以降、堺市ホームページに掲載します。

(3) 電話での予約受付

受付日時予約連絡先 堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課調整係
電話番号 : 072-228-7348

応募書類は持参してください。応募書類受付時に応募書類の確認をします。必ず、応募書類の内容を説明できる方（応募事業者である社会福祉法人の理事長又は施設整備担当の役員等）が持参してください。

応募書類提出日時の予約は、応募書類提出日の前日午後 5 時 30 分までに電話により予約してください。ただし、土・日曜日、祝日は除きます。

(4) 応募書類の受付

応募書類提出先 堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課調整係

所在地：堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 8 階東側

電話番号：072-228-7348

① 応募書類受付期間

応募書類の受付期間は、令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）～令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）です。

受付時間は、午前 9 時～正午、午後 0 時 45 分～午後 5 時 30 分です。ただし、土・日曜日、祝日は除きます。

② 応募書類及び応募要領

別紙 3「特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）施設整備事業者募集に係る応募書類提出要領」のとおり

(5) 応募にあたっての注意事項

① 審査の公平を期するため、受付期間終了後の応募書類の受け付けは一切応じません。

② 応募書類受付後に、本市又は堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会（以下「施設整備審査会」という）による指示がある場合等を除き、追加資料等の提出及び差し替えは一切認めません。

③ 応募書類の作成に要する経費は全額応募事業者の負担となります。また、受け付けた応募書類は返却しません。

④ 応募書類受付後、本市職員が整備予定地に立ち入る際は、応募事業者（整備事業者として選定された後も含む）は協力すること。

(6) 応募事業者の失格

応募事業者が次のいずれかに該当した場合、審査を行うことなく失格とします。

① 応募要件（上記「2 応募要件」参照）を満たさない場合

② 応募事業者が提出した応募書類に虚偽その他不正があった場合

③ 応募事業者等が整備事業者の選定が有利になるよう、施設整備審査会の委員又は整備事業者の選定事務に係る本市職員に接触した場合

(7) 応募の辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により応募を取下げざるを得ない場合は、堺市長あて取下願（様式任意）を提出してください。また、整備事業者として選定された後、辞退することは本市施設整備計画全体に多大な支障を来すことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。整備事業者として選定された後の辞退により、本市が今後実施する介護保険施設等整備事業者の募集に対する応募を受け付けできない場合があります。

(8) 選定の取消しについて

- ①応募書類に記載した内容は遵守してください。整備事業者は、本市又は施設整備審査会の指導又は助言に基づくもののほかは、応募書類に記載した内容を変更することはできません。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合のみ、変更を可能とします。
- ②整備事業者が応募書類に記載した内容を遵守しない場合は、選定の取消し又は次点の法人を選定することがあります。
- ③応募書類に記載した内容を遵守しないことにより、整備事業者の選定が取消し等となった場合、この取消し等による損害及び費用負担等について本市は一切の補償等はしません。

5 整備事業者の選定

(1) 選定スケジュール

内容	日程
施設整備審査会の開催通知	令和 8 年 1 月下旬（予定）
施設整備審査会の開催	令和 8 年 2 月中旬（予定）
選定結果通知	令和 8 年 3 月上旬（予定）

(2) 整備事業者選定方法

施設整備審査会において、応募書類の審査及び評価を行います。評価項目は別紙 4「特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）整備事業者募集に係る評価項目」を参照してください。

市長は、施設整備審査会の評価を踏まえ、整備事業者を選定します。

(3) 応募事業者の施設整備審査会への出席

施設整備審査会において、応募事業者に対し、応募書類の内容についてヒアリングを行います。社会福祉法人の理事長又は施設整備担当の役員、応募書類の内容を説明できる方の出席を必須とします。なお、出席者数は 3 人までとしてください。

施設整備審査会の開催通知は、上記（1）選定スケジュールに記載の日程で書面により、応募事業者あて通知します。

施設整備審査会は、上記（1）選定スケジュールに記載の日程での開催を予定しています。日時及び会場は上記開催通知に記載します。会場は、堺市役所本館（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）を予定しています。

(4) 整備事業者の選定結果の通知及び公表

整備事業者の選定結果は、上記（1）選定スケジュールに記載の日程で書面により、応募事業者あて通知します。また、整備事業者については、法人名等を堺市ホームページに掲載し、公表します。

(5) 選定順位の決定について

整備事業者の選定にあたり順位を決定します。施設整備審査会での評価を踏まえ、順位が上位の応募事業者から順に募集数を配分します。

次順位の応募事業者の応募数が募集数の残数を上回る場合は、当該応募事業者と残数での整備の可否について協議します。

協議の結果、応募の基本的なコンセプトの変更を伴わずに募集数の残数の範囲内での整備が可能と判断でき、当該応募事業者が応募数の減に応じる場合は、当該応募事業者の順位は当初どおりの順位とします。

なお、次順位の応募事業者との協議が整わなかった場合は、さらに次の順位の応募事業者と順次個別に協議し、順位を決定します。

6 その他

日常生活圏域及び広域型特養等整備状況は、別紙 5「日常生活圏域別施設整備一覧（特別養護老人ホーム）」を参照してください。